

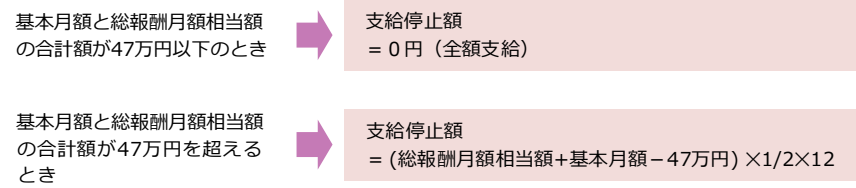
令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

【令和4年3月以前の計算方法】



【令和4年4月以降の計算方法】



<用語の説明>

- ・基本月額
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額
- ・総報酬月額相当額
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】

